

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011仙第20号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年12月1日 15時30分ごろ	
発生場所	青森県八戸市鮫角東北東方沖 鮫角灯台から真方位068° 12.6海里付近 (概位 北緯40° 37.0' 東経141° 50.0')	
事故等調査の経過	平成23年4月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船船番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 ^{えびす} 恵比須丸、19.96トン AM2-4696（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 ^{こうえい} 第八幸栄丸、9.7トン AM2-6337（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 右舷船尾部の損傷及び右舷船尾部のいか釣り機3台損傷</p> <p>B 左舷船首部のいか釣り機2台損傷</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、約10ノット(kn)の速力で西南西進していた。</p> <p>船長Aは、船尾方から接近する他船はいないと思い、B船が船尾方から接近していることに気付かなかった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、約12knの速力で西南西進していた。</p> <p>船長Bは、前方のA船を認め、A船までまだ距離があると思い、船橋を無人として漁獲物の整理作業などを行っており、A船に接近していることに気付かなかった。</p> <p>両船は、平成22年12月1日15時30分ごろ、鮫角東北東方沖において、A船の右舷船尾部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船及びB船は、鮫角東北東方沖を西南西進中、B船がA船を追い越す態勢で接近し、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船尾方から接近する他船はいないと思い、見張りを行っていなかったことから、船尾方を航行していたB船と接近したものと考えられ</p>

		<p>る。</p> <p>船長Bは、A船までまだ距離があると思い、船橋を無人にして漁獲物の整理作業などを行っていたことから、A船と接近したものと考えられる。</p>
原因		<p>本事故は、鮫角東北東方沖において、A船及びB船が西南西進し、B船がA船を追い越す態勢で接近した際、船長Aが見張りを行わず、また、船長Bが船橋を無人にして作業などを行っていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考		<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な見張りを行い、船尾方も含めて周囲の状況を正確に把握すること。 ・同航船を追い越す態勢で接近する際は、追い越される船舶を確実に追い越し、その船舶から十分に遠ざかるまでその船舶の進路を避けなければならないこと。